



やさしさふれあいの西東京に暮らし まちを楽しむ

# 西東京

主な内容

- 民生委員・児童委員の紹介…3
- 国民健康保険保養施設のご利用を…6
- 春の全国交通安全運動…10
- 縄文のムラで春風と遊ぼう!…12
- ひまわりプロジェクト DE OIL 参加者募集…12

No.357

平成27年(2015)

5/1

市役所代表番号 042-464-1311

発行/西東京市

編集/企画部秘書広報課 〒188-8666 西東京市南町5-6-13

配布/シルバー人材センター 042-425-6611

詳細はホームページで [西東京市Web](#)

市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

携帯電話から <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



## 社会保障・税番号

### マイナンバー制度が始まります

まずは、平成27年10月から「通知カード」が送付されます。

※カードのご案内は2面をご覧ください。



マイナちゃん



#### 社会保障・税番号(マイナンバー)制度とは

マイナンバー制度は、国内に住所を有する方一人一人に個人番号(マイナンバー)を付番し、国や市など複数の機関が持つ個人情報と同一人のものであると確認できることで、社会保障と税制度の効率化を図り、給付や負担などの公平性を確保するための社会基盤です。

個人番号は、社会保障・税・災害対策の各分野で利用されます。

#### 制度の目的

##### 公平・公正な社会の実現

所得や行政サービス受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正に給付を受けることを防止し、本当に支援が必要な方にきめ細かなサービスを提供できます。

##### 行政の効率化

さまざまな情報の照合・入力などに要している作業の時間や労力などの無駄が削減されます。業務間での連携が進み、事務の効率化が図られます。

##### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持つ自分の情報を確認したり、さまざまなサービスのお知らせを受け取ったりすることができます。



#### 個人番号は次のような場面で使います

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで個人番号を使用します。

社会保障 (年金・労働・医療・福祉)	・年金の資格取得や確認・給付 ・雇用保険の資格取得や確認・給付 ・ハローワークの事務 ・医療保険の保険料徴収 ・福祉分野の給付、生活保護	など
税	・税務当局に提出する確定申告書・届出書・調書などに記載 ・税務当局の内部事務	など
災害対策	・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳の作成事務	など

#### 具体的な利用場面

##### ● 行政機関での手続きなど

児童手当の現況届を提出する際に、市役所に個人番号を提供します。



厚生年金の裁定請求の際に年金事務所に個人番号を提供します。



##### ● 民間事業者や勤務先での手続きなど

証券会社や保険会社などに個人番号を提示し、法定調書などに記載します。



勤務先に個人番号を提示し、源泉徴収票などに記載します。



※現時点で想定されている手続きであり、今後変更されることがあります。

マイナンバー制度の導入により、必要な情報を国や市などがネットワークでやりとりすることが可能となるため、社会保障サービスなどの申請時に、住民票や税証明書などの添付が不要になります。

